

平成27年度点検結果

○ 神奈川県 of 橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が1橋（0.1%）あり、また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は125橋（9%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は957橋（71%）

<平成27年度管理者別点検結果（橋梁）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	413	68	35	31	2	0
高速道路会社	795	219	8	197	14	0
神奈川県(公社含む)	1,233	156	55	97	4	0
市区町村	6,915	909	169	632	105	1
合計	9,356	1,352	267	957	125	1

※ H28.5月末時点

※国土交通省の管理施設数のうち、10施設が東京都所在地である。

○ 神奈川県のパネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）はなく、また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は21基（28%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防的保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は53基（71%）

<平成27年度管理者別点検結果（トンネル）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	26	0	0	0	0	0
高速道路会社	87	40	1	26	13	0
神奈川県(公社含む)	88	22	0	16	6	0
市区町村	134	13	0	11	2	0
合計	335	75	1	53	21	0

※ H28.5月末時点

- 神奈川県道路附属物等（シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等）の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）はなく、また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は32施設（10%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防的保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は144施設（45%）

＜平成27年度管理者別点検結果（道路附属物等）＞

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	348	58	20	27	11	0
高速道路会社	722	143	110	28	5	0
神奈川県(公社含む)	192	16	0	12	4	0
市区町村	741	98	9	77	12	0
合計	2,003	315	139	144	32	0

※ H28.5月末時点

※国土交通省の管理施設数のうち、6施設が東京都所在地である。

H27点検結果における判定区分Ⅳの構造物リスト

資料 2 - 2 ④

○ 判定区分Ⅳの施設は、緊急措置（橋梁：通行止め措置）を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
相模原市	八幡橋	市道八幡登里線	不明	護岸の崩落により、石積み上にある橋台の基礎が沈下し、橋梁全体が不安定な状態
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

<判定区分Ⅳのリスト>

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

※判定区分

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態